

(新)

## (2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

## (3) 重点区域の設定基準

重点区域は、以下に記述する設定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸とする。

まず、「海岸漂着物状況」を設定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-1に示す。

表4-1 設定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸

(旧)

次に、地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」の2つを設定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

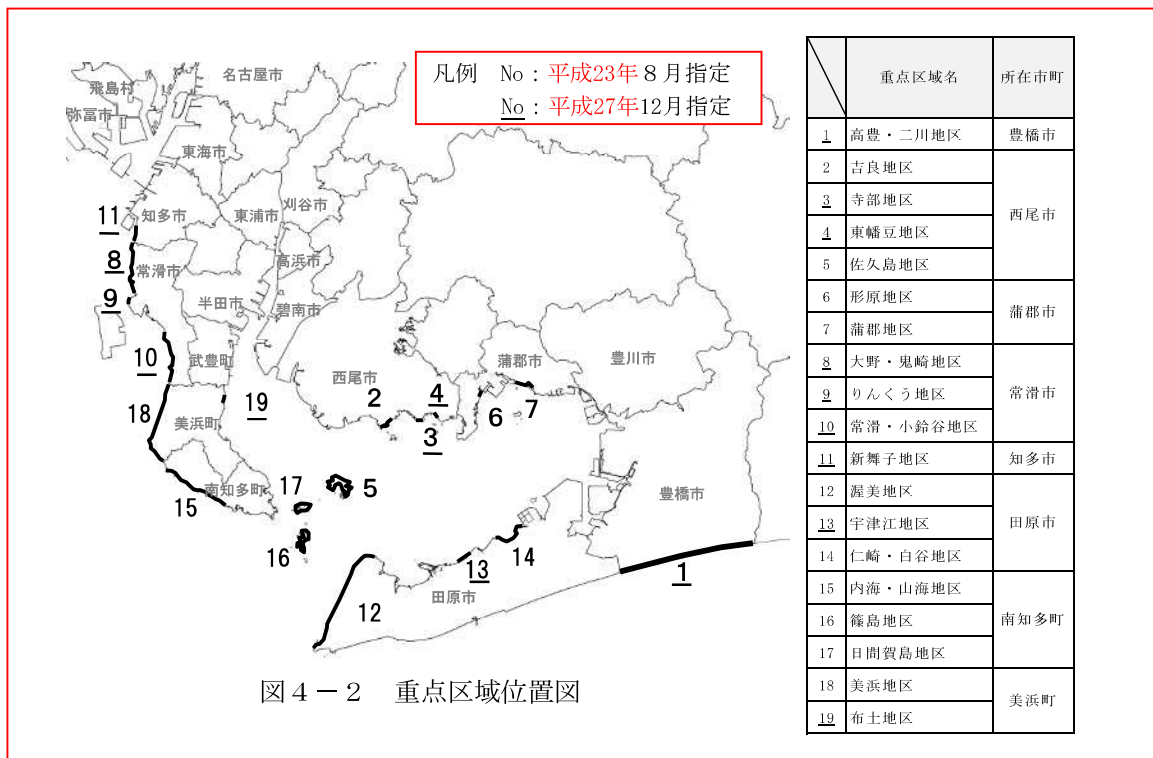
その評価基準は表4-2のとおりである。

表4-2 設定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域
	生態系	動植物の生息にとって重要な海岸 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナ、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

(4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準により、重点区域を図4-2及び表4-2のとおり設定する。また、各重点区域の範囲と地域概要をP28～65に示す。



(新)

次に、地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」の2つを設定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-2のとおりである。

表4-2 設定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域
	生態系	動植物の生息にとって重要な海岸 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリナー、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

#### (4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準により、重点区域を図4-2及び表4-2のとおり設定する。また、各重点区域の範囲と地域概要をP32~80に示す。

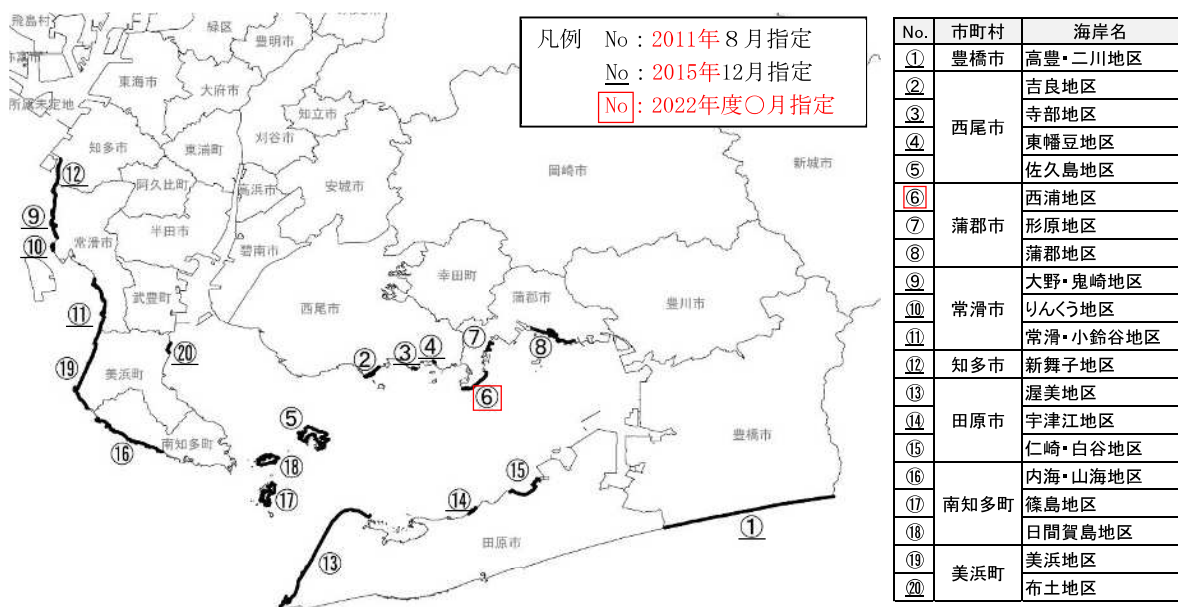


図4-2 重点区域位置図

#### 改定内容

・図4-2を更新。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。2022年度追加の⑥には凡例に「□」を追加。

表 4-1-2 (1) 重点区域一覧

	重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目			備考	
					海岸漂着物の集積状況	海岸漂着物清掃活動の実施状況	自然的条件		社会的条件		
							海岸地形、景観	生態系	利用状況		経済活動
1	高豊・二川地区	豊橋市	豊橋市内太平洋側海岸	県(河川課)、豊橋市	○	○	三河湾国定公園	アカシガメの産卵地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ、環境学習(少年自然の家)	漁港	平成27年12月指定
2	吉良地区	西尾市	蛭子岬～吉良町・幡豆町境	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、潮干狩り場	漁港	平成23年8月指定
3	寺部地区		寺部海水浴場	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、	—	平成27年12月指定
4	東幡豆地区	西尾市	東幡豆海岸	県(港湾課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場、釣り場	地方港湾、観光地(前島、トンポロ干潟)	平成27年12月指定
5	佐久島地区		佐久島内海岸全域	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園 佐久島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、博物館(弁天サロン)	平成23年8月指定
6	形原地区	蒲郡市	袋川河口～北浜公園南側	県(河川課、港湾課)	○	○	—	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地	平成23年8月指定
7	蒲郡地区		竹島園地～海陽ヨットハーバー西側	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園 特別保護地区	八百富神社社叢(国指定天然記念物) 県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地、観光地(竹島)、水族館(竹島水族館)、三谷祭	平成23年8月指定
8	大野・鬼崎地区	常滑市	大野漁港～井口川河口付近	県(河川課)、常滑市	○	○	榎戸の防風林(常滑市指定天然記念物)	アカシガメの産卵地、ハマヒルガオの群生地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ	漁港	平成27年12月指定
9	りんくう地区		りんくうビーチ	常滑市	常滑市	○	○	—	アカシガメの産卵地	海水浴場、釣り場	—
10	常滑・小鈴谷地区	常滑市	荻屋漁港～常滑市・美浜町境	県(河川課)、常滑市	○	○	南知多県立自然公園	アカシガメの産卵地	海水浴場、潮干狩り場、釣り場	漁港	平成27年12月指定

注) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

表4-2 (1) 重点区域一覧

	重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目			設定基準第2項目			備考	
					海岸漂着物の集積状況	海岸漂着物清掃活動の実施状況	海岸地形、景観	自然的条件		社会的条件		
								生態系	利用状況	経済活動		
1	高豊・二川地区	豊橋市	豊橋市内太平洋側海岸	県(河川課)、豊橋市	○	○	三河湾国定公園	アガミガメの産卵地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ、環境学習(少年自然の家)	漁港	2015年12月指定	
2	吉良地区	西尾市	蛭子岬～吉良町・幡豆町境	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、潮干狩り場	漁港	2011年8月指定	
3	寺部地区		寺部海水浴場	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、	—	2015年12月指定	
4	東幡豆地区	西尾市	東幡豆海岸	県(港湾課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	地方港湾、観光地(前島、トンポロ干潟)	2015年12月指定	
5	佐久島地区		佐久島内海岸全域	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園 佐久島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、博物館(弁天サロン)	2011年8月指定	
6	西浦地区	蒲郡市	西浦パーラムビーチ 西側～スパ西浦モーターパーク東側	県(河川課)、蒲郡市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、マツリンスポーツ	温泉地	候補地	
7	形原地区		袋川河口～北浜公園南側	県(河川課)、港湾課)	○	○	—	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地	2011年8月指定	
8	蒲郡地区	蒲郡市	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園 特別保護地区	八百富神社社叢(国指定天然記念物) 県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地、観光地(竹島)、水族館(竹島水族館)、三谷祭	2011年8月指定	
9	大野・鬼崎地区		大野漁港～井口川河口付近	県(河川課)、常滑市	○	○	榎戸の防風林(常滑市指定天然記念物)	アガミガメの産卵地、ハマヒルガオの群生地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ	漁港	2015年12月指定	
10	りんくう地区	常滑市	りんくうビーチ	常滑市	○	○	—	アガミガメの産卵地	海水浴場、釣り場	—	2015年12月指定	

(註) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

改定内容 ・ 表4-2 (1) を更新。西浦地区を6で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

表4-2 (2) 重点区域一覧

	重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目			備考	
					海岸漂着物の集積状況	海岸漂着物掃き活動の実施状況	自然的条件		社会的条件		
							海岸地形、景観	生態系	利用状況		経済活動
11	新舞子地区	知多市	日長川樋門～知多市・常滑市境	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	—	潮干狩り場、マリンスポーツ	花火大会	平成27年12月指定
12	渥美地区	田原市	福江港～伊良湖海岸	県(農地計画課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、地方港湾、旅客ターミナル(フェリー)、観光地(伊良湖岬)	平成23年8月指定(平成27年12月延長)
13	宇津江地区		宇津江漁港全域	田原市	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	環境学習	漁港	平成27年12月指定
14	仁崎・白谷地区	内海・山海地区	白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	海水浴場	龍宮まつり、マリーナ	平成23年8月指定
15	内海・山海地区		内海港北側～豊浜漁港北側	県(河川課)、南知多町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、千島ヶ浜	アカシガメの産卵地	海水浴場、釣り場	地方港湾、漁港、花火大会、温泉地	平成23年8月指定
16	篠島地区	南知多町	篠島内海岸全域	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	平成23年8月指定
17	日間賀島地区		日間賀島内海岸全域	南知多町	○	○	三河湾国定公園、日間賀島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	平成23年8月指定
18	美浜地区	美浜町	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境	県(河川課、港湾課)、美浜町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、野間灯台	アカシガメの産卵地	海水浴場、潮干狩り場	漁港、遊園地(南知多ビーチランド)	平成23年8月指定
19	布土地区		布土川河口～布土海水浴場南端	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	アカシガメの産卵地	潮干狩り場	—	平成27年12月指定

表4-2 (2) 重点区域一覧

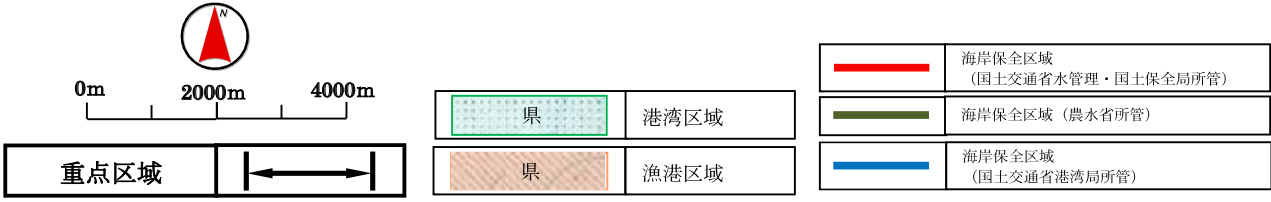
	重点 区域名	所在 市町	対 象 区 域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目				備考
					海岸漂着物の集積状況	海岸漂着物掃 除活動の実 施状況	自然的条件		社会的条件		
							海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動	
1 1	常滑・小鈴谷地区	常滑市	荻屋漁港～常滑市・美浜町境	県(河川課)、常滑市	○	○	南知多県立自然公園	アカミガメの産卵地	海水浴場、潮干狩り場、釣り場	漁港	2015年12月指定
1 2	新舞子地区	知多市	日長川樋門～知多市・常滑市境	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	—	潮干狩り場、マリンスポーツ	花火大会	2015年12月指定
1 3	渥美地区		福江港～伊良湖海岸	県(農地計画課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、地方港湾、旅客ターミナル(フェリー)、観光地(伊良湖岬)	2011年8月指定(2015年12月延長)
1 4	宇津江地区	田原市	宇津江漁港全域	田原市	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	環境学習	漁港	2015年12月指定
1 5	仁崎・白谷地区		白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	海水浴場	龍宮まつり、マリナーナ	2011年8月指定
1 6	内海・山海地区		内海港北側～豊浜漁港北側	県(河川課)、南知多町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、千鳥ヶ浜	アカミガメの産卵地	海水浴場、釣り場	地方港湾、漁港、花火大会、温泉地	2011年8月指定
1 7	篠島地区	南知多町	篠島内海岸全域	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	2011年8月指定
1 8	日間賀島地区		日間賀島内海岸全域	南知多町	○	○	三河湾国定公園、日間賀島	県指定鳥獣保護区	海水浴場	漁港、花火大会	2011年8月指定
1 9	美浜地区	美浜町	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境	県(河川課、港湾課)、美浜町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、野間灯台	アカミガメの産卵地	海水浴場	漁港、遊園地(南知多ビーチランド)	2011年8月指定
2 0	布土地区	布土地区	布土川河口～布土海水浴場南端	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	アカミガメの産卵地	潮干狩り場	—	2011年12月指定

註) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

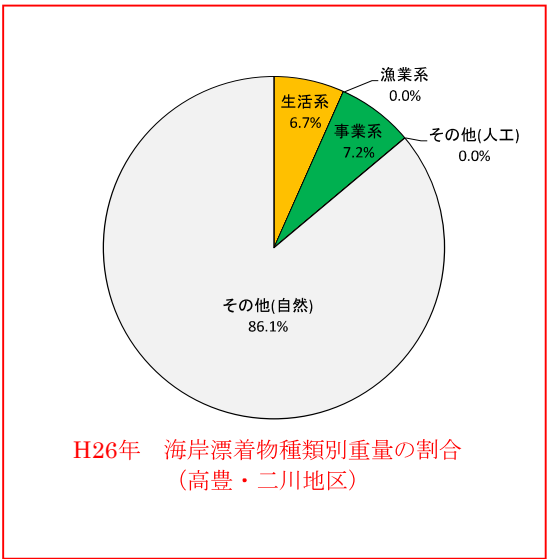
改定内容 ・ 表4-2 (2) を更新。西浦地区を6で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

(旧)

重点区域	1 高豊・二川地区：豊橋市
対象区域	豊橋市内太平洋側海岸
海岸管理者	県（河川課）、豊橋市



写真：アカシガメの産卵地である表浜海岸の自然観察会の様子  
(豊橋市ホームページより)





**重点区域 1 高豊・二川地区：豊橋市**

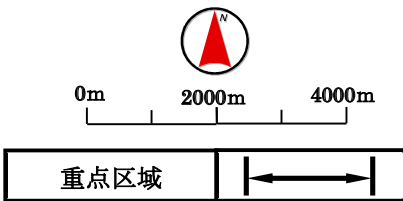
対象区域 豊橋市内太平洋側海岸

海岸管理者 県（河川課）、豊橋市



写真：砂浜に生育する海浜植物  
(豊橋市ホームページより)

L=13,500m

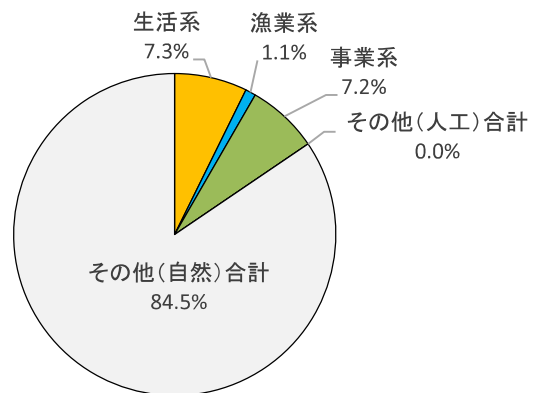


	県	港湾区域
	県	漁港区域

	海岸保全区域 (国土交通省水管理・国土保全局所管)
	海岸保全区域 (農水省所管)
	海岸保全区域 (国土交通省港湾局所管)



写真：アカシガメの産卵地である表浜海岸の  
自然観察会の様子  
(豊橋市ホームページより)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合  
(七根海岸)

**改定内容**

- ・円グラフを更新

(旧)

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	高豊漁港海岸高豊地区	T	
	田原・豊橋海岸大草・東赤沢地区	3	
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	高豊漁港海岸		8
	二川漁港海岸		8
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	豊橋海岸高塚・寺沢地区海岸	1	4
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	高豊・二川地区全域	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	台風通過後に、流木・灌木が漂着するとともに、海岸には外からゴミが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。		

※ P2の表2-1参照

### ○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施による単独実施	地元住民、海岸利用者、ボランティア等
豊橋市が補助金等を活用して実施	豊橋市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会
地域の住民の方が中心になって清掃実施団体を設置し、委託事業として実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会 細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に指定された地域である。 また、東西、弓状に広がる豊かな砂浜と海食崖が連なる景観は、日本でも珍しいものとなっている。 なお、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	マリンスポーツ場、バーベキュー場、釣り場としてレクリエーション利用がされているほか、環境学習の場としても利用されている。 また、漁港として利用されている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

(新)

## 地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	高豊漁港海岸高豊地区	T	
	田原・豊橋海岸大草・東赤沢地区	3	
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	高豊漁港海岸		8
	二川漁港海岸		8
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	豊橋海岸高塚・寺沢地区海岸	1	4
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	高豊・二川地区全域	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
⑤令和3年度アンケート調査 (県環境局)	高豊漁港海岸		3～5
	二川漁港海岸		3～5
⑥令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	七根海岸	2	5
⑦令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	七根海岸	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：2 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	台風通過後に、流木・灌木が漂着するとともに、海岸には外からゴミが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。		

※ P 2 の表 2 - 1 参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10m のコドラート調査の結果からごみのかさ容積 (L) の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者 (実施者)
豊橋市が補助金等を活用して実施	豊橋市
豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施による単独実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会、細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会、高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会、伊古部ビーチクリーン、OMOTEHAMA おかん、豊橋市
豊橋市、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	
住民ボランティア等民間団体による単独実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会、細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会、高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会、伊古部ビーチクリーン、OMOTEHAMA おかん

改定内容

・赤字箇所更新。

(旧)

表の更新により地域特性の項目以降のページがずれています。

(新)

○地域特性

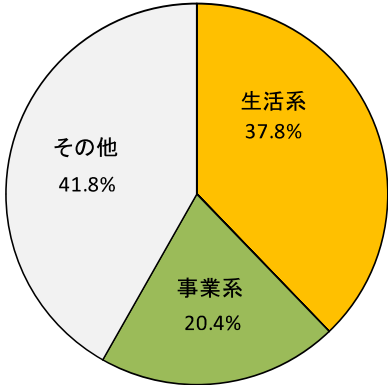
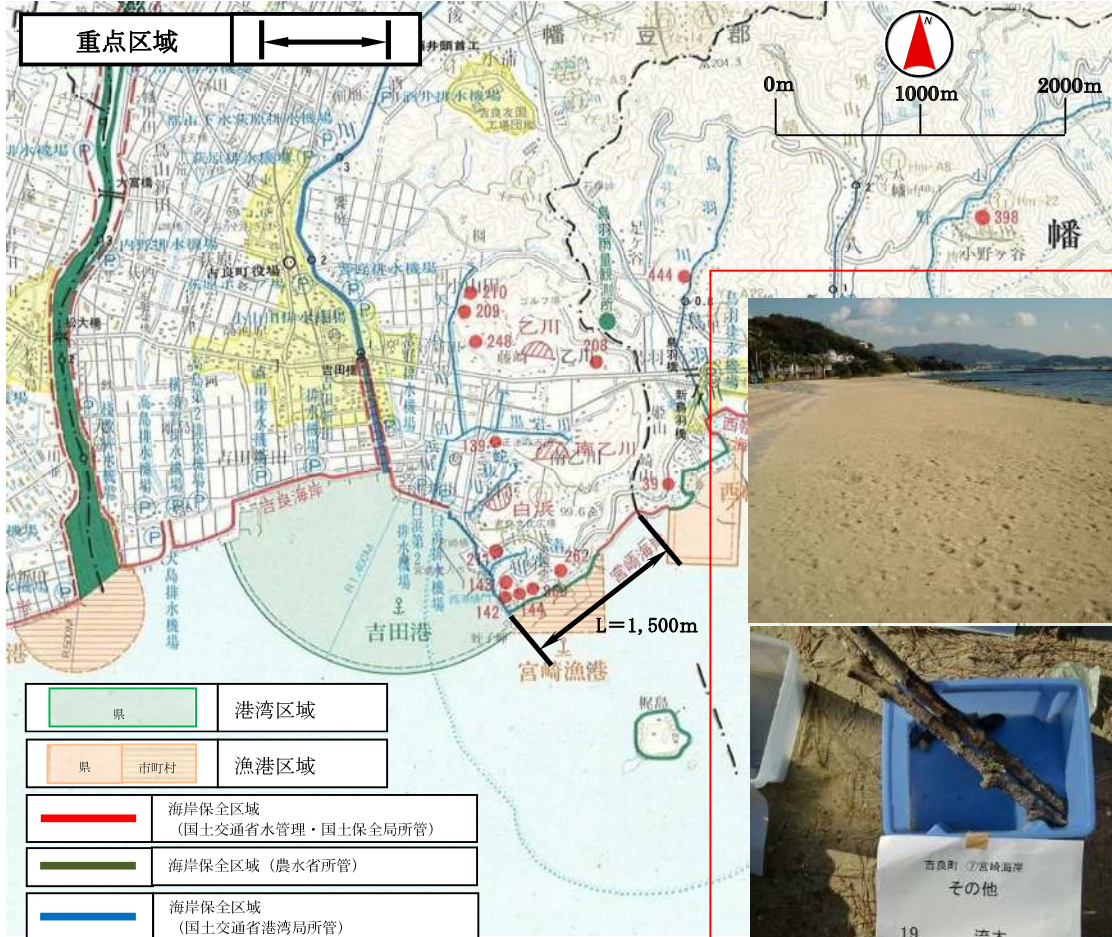
自然的条件	三河湾国定公園に指定された地域である。 また、東西、弓状に広がる豊かな砂浜と海食崖が連なる景観は、日本でも珍しいものとなっている。 なお、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	マリンスポーツ場、バーベキュー場、釣り場としてレクリエーション利用がされているほか、環境学習の場としても利用されている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

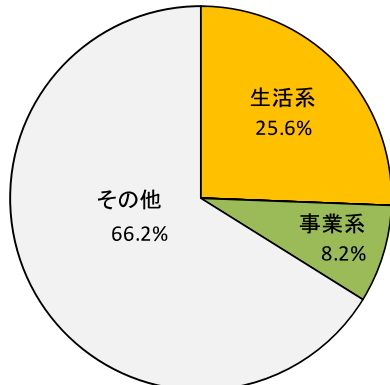
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

(旧)

重点区域	2 吉良地区：西尾市
対象区域	蛭子岬～吉良町・幡豆町境
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



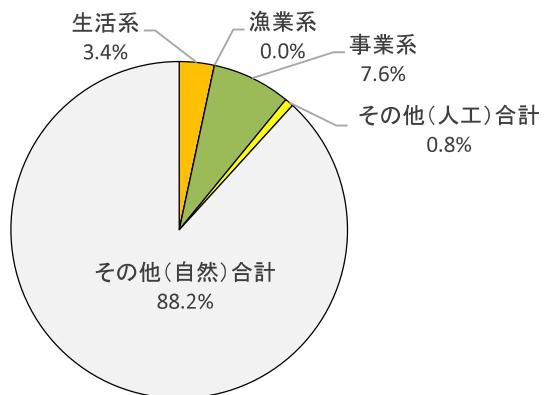
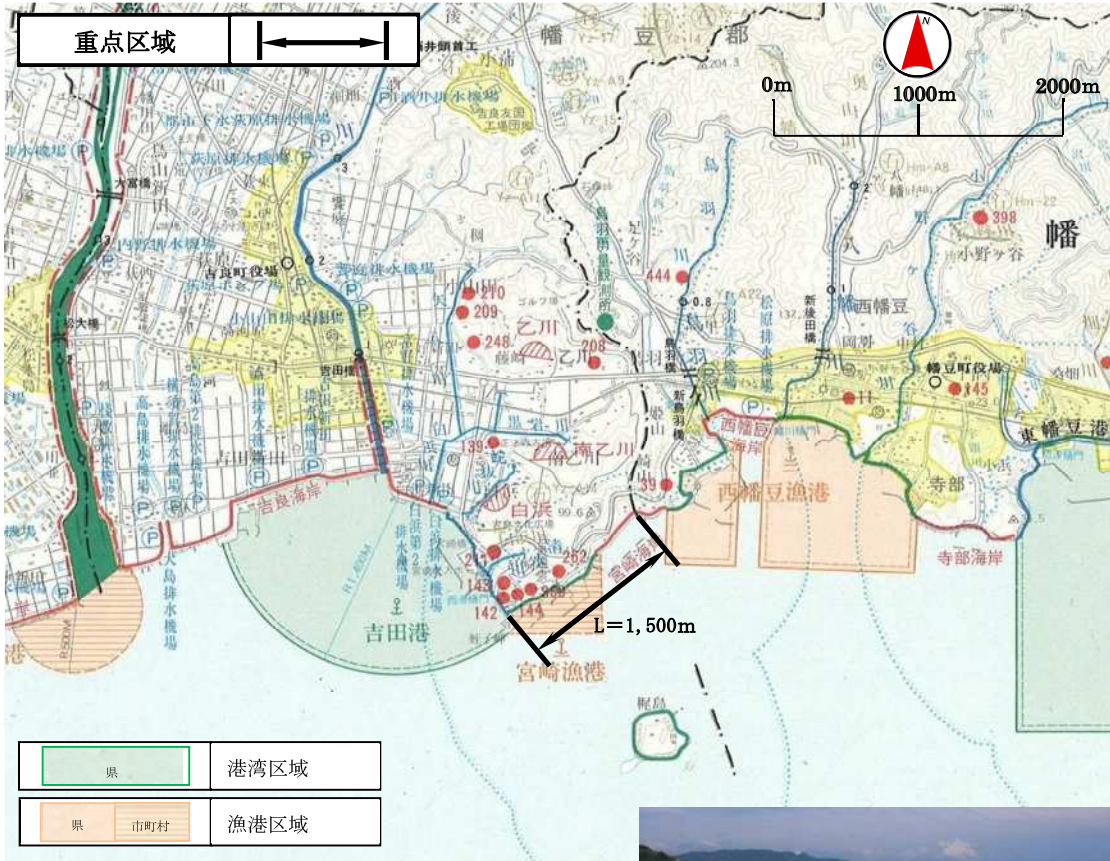
H22年海岸漂着物種類別重量の割合 (恵比寿海岸)



H22年海岸漂着物種類別重量の割合 (宮崎海岸)

(新)

重点区域	2 吉良地区：西尾市
対象区域	蛭子岬～吉良町・幡豆町境
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



R3年海岸漂着物種類別重量の割合（宮崎海岸）



写真：宮崎海水浴場  
(西尾市観光協会ホームページより)



写真：恵比寿海水浴場  
(西尾市観光協会ホームページより)

改定内容  
・円グラフ及び写真を更新

(旧)

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	宮崎海岸(1)	T	
	宮崎海岸(2)	T	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	恵比寿海岸		6
	宮崎海岸		8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	恵比寿海岸	T	T
	宮崎海岸	T	1
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	吉良地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

※ P2の表2-1参照

### ○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	一般

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。



(新)

## 地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調 (国土交通省)	宮崎海岸(1)	T	
	宮崎海岸(2)	T	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	恵比寿海岸		6
	宮崎海岸		8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	恵比寿海岸	T	T
	宮崎海岸	T	1
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	吉良地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：T
⑤令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	宮崎海岸	T	1
⑥令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	宮崎海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

R3アンケートでは回答なし(掲載有無要確認)

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金を活用して実施	西尾市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	一般

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

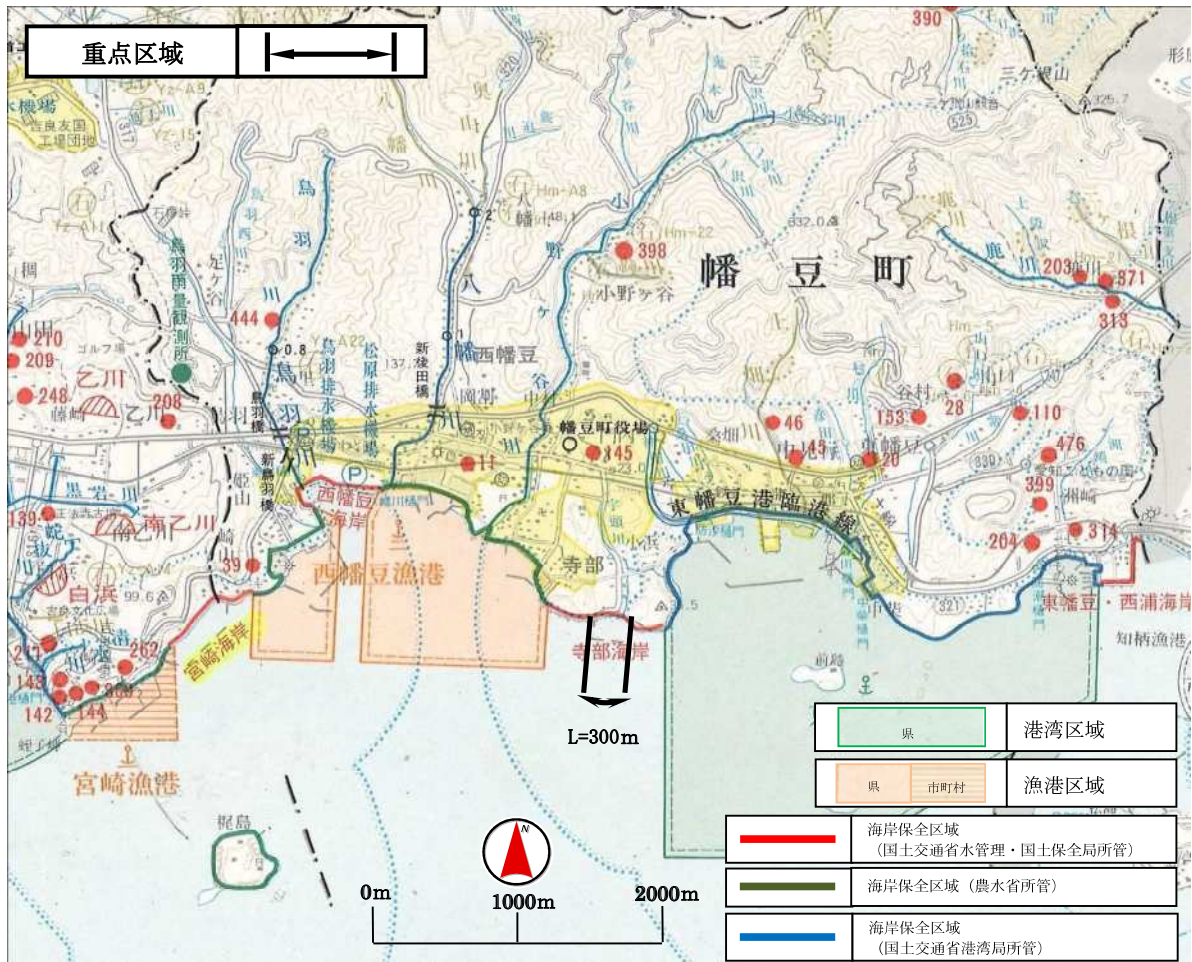
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

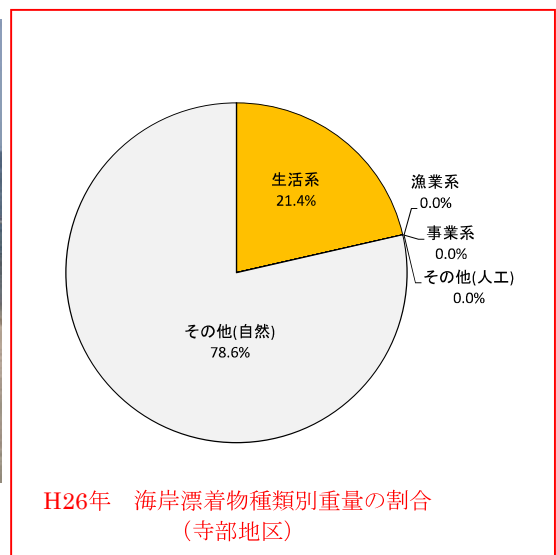
- ・赤字箇所を更新。

(旧)

重点区域	3 寺部地区：西尾市
対象区域	寺部海水浴場
海岸管理者	県（河川課）

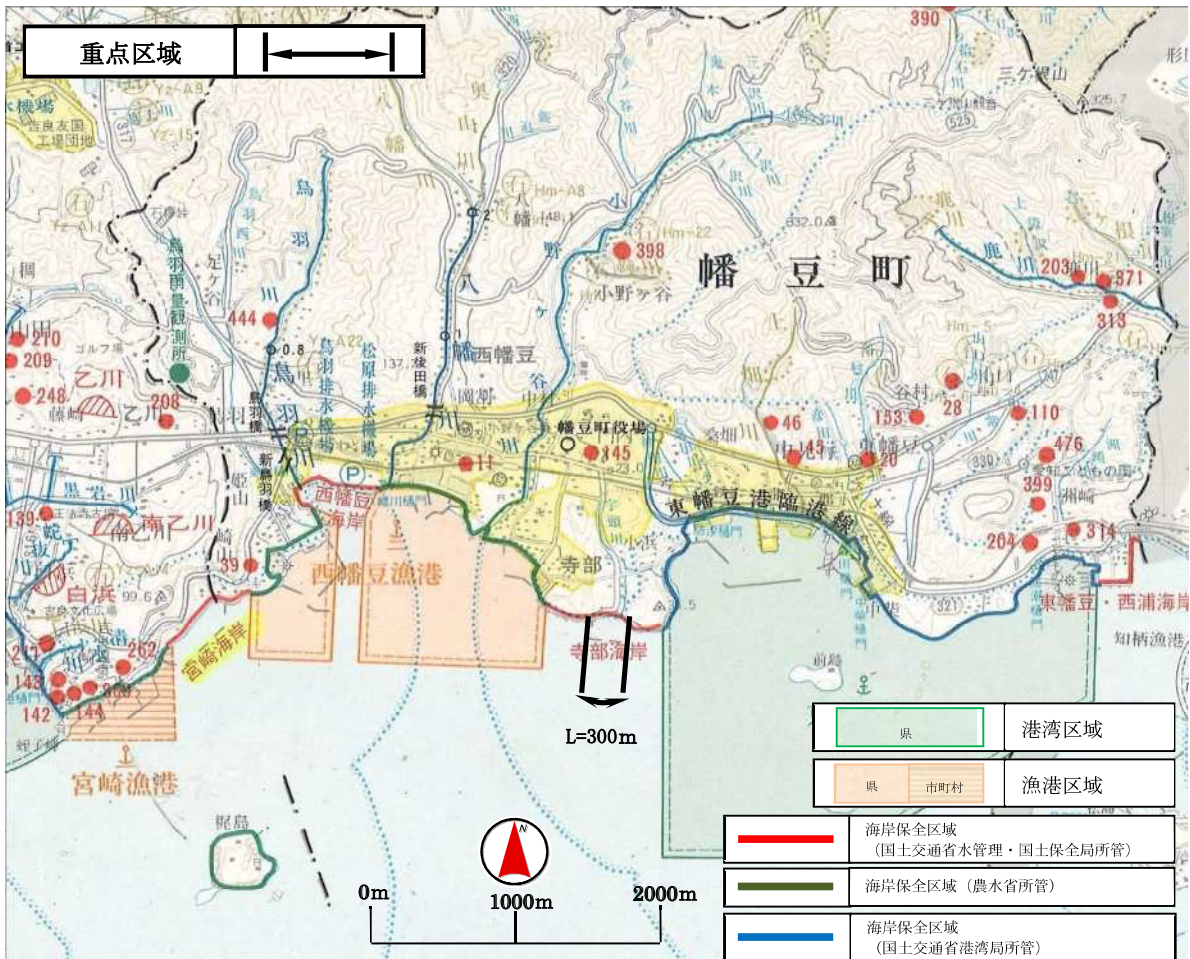


写真：寺部海水浴場  
(西尾市観光協会ホームページより)

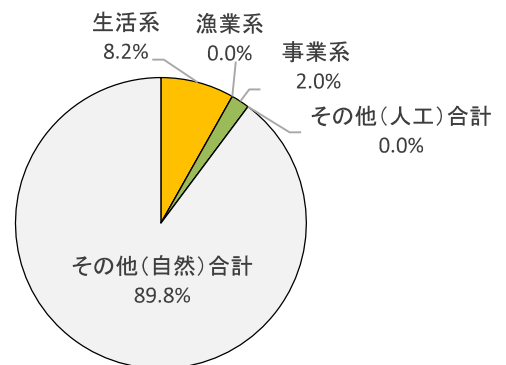


(新)

重点区域	3 寺部地区：西尾市
対象区域	寺部海水浴場
海岸管理者	県（河川課）



写真：寺部海水浴場  
(西尾市観光協会ホームページより)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合  
(寺部海岸)

改定内容

- ・円グラフを更新

(旧)

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	寺部海岸(1)	0	
	寺部海岸(2)	0	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	寺部海岸	T	T
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	寺部地区全域	降雨前:T 降雨後:T	降雨前:0 降雨後:0
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多く発生している。		

※ P2の表2-1参照

### ○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

(新)

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	寺部海岸(1)	0	
	寺部海岸(2)	0	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	寺部海岸	T	T
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	寺部地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：0 降雨後：0
④令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	寺部海岸	T	T
⑤令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	寺部海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：T 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多く発生している。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

### ○海岸清掃活動の実施状況

R3アンケートでは回答なし(掲載有無要確認)

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

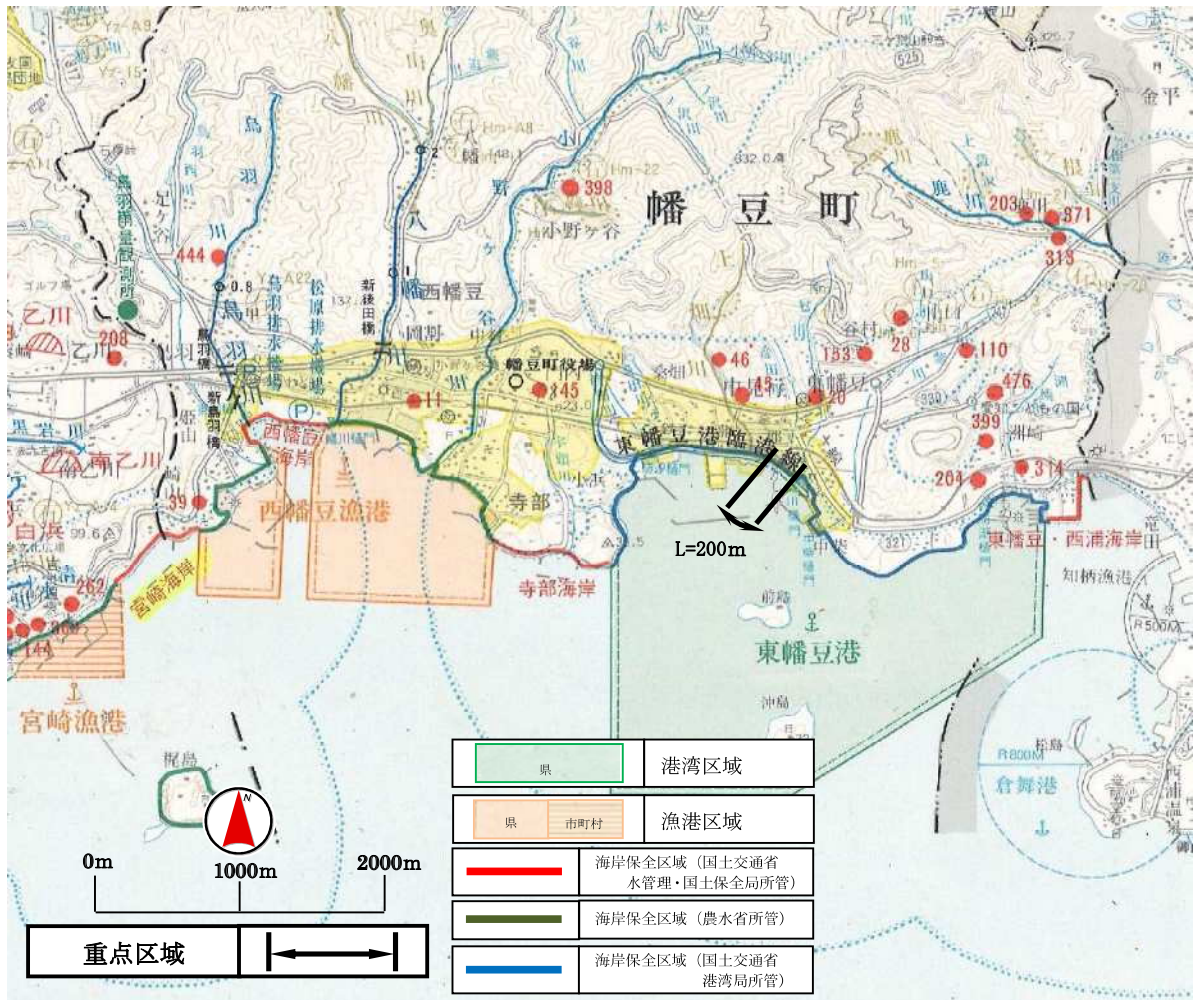
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

### 改定内容

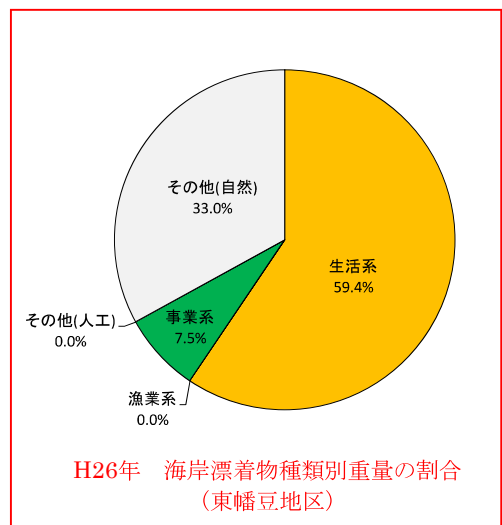
- ・赤字箇所を更新。

(旧)

重点区域	4 東幡豆地区：西尾市
対象区域	東幡豆海岸
海岸管理者	県（港湾課）

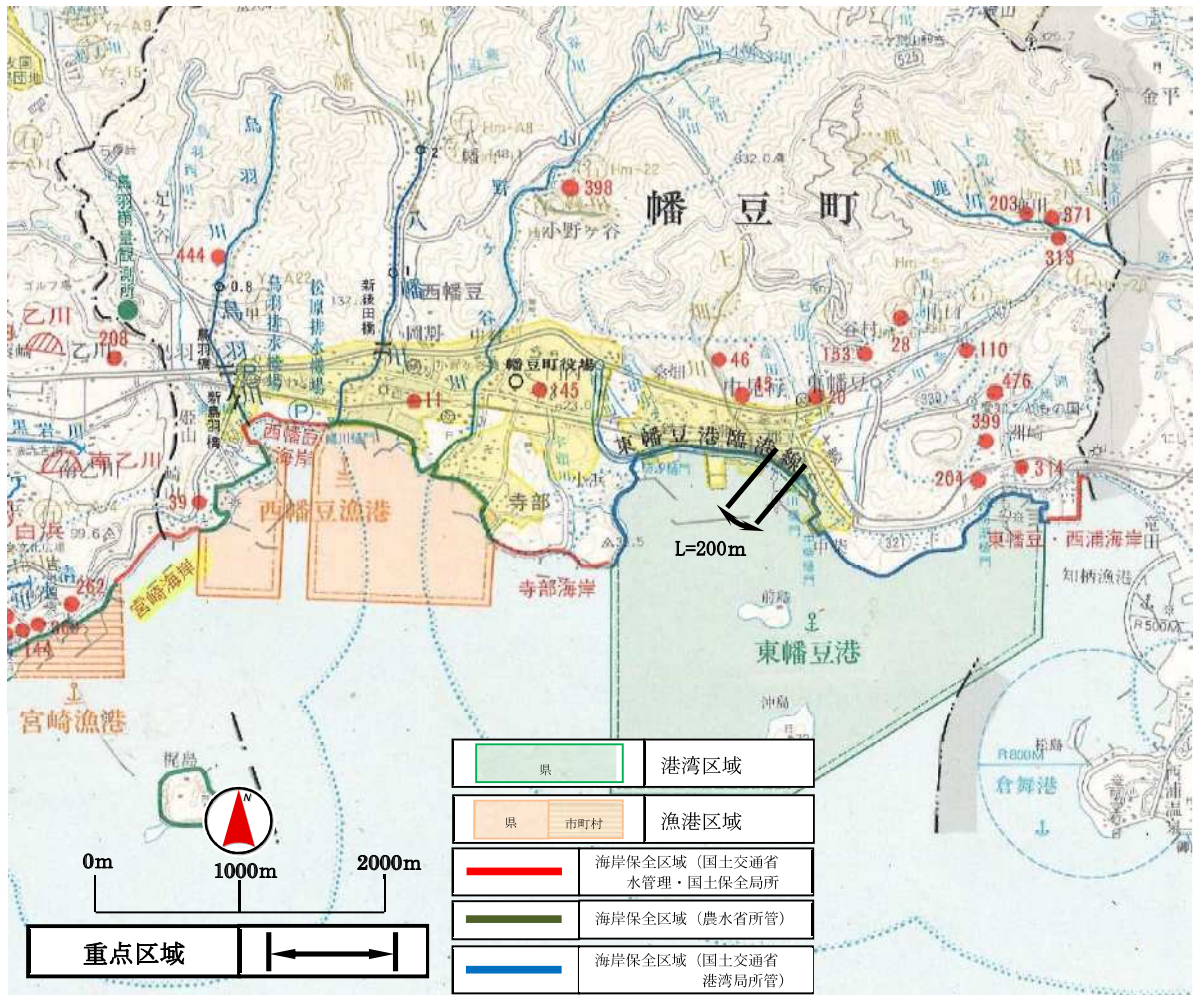


写真：東幡豆海岸・前島 潮干狩り  
(西尾市観光協会ホームページより)

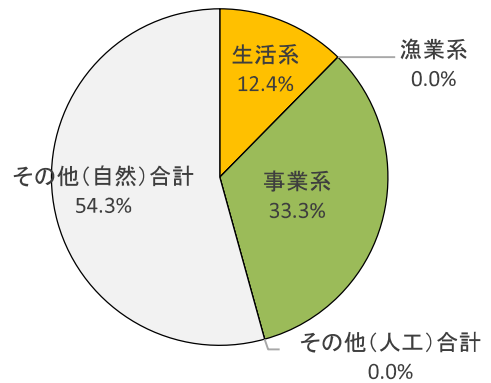


(新)

重点区域	4 東幡豆地区：西尾市
対象区域	東幡豆海岸
海岸管理者	県（港湾課）



写真：東幡豆海岸・前島 潮干狩り  
(西尾市観光協会ホームページより)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合  
(東幡豆地区)

改定内容

- ・円グラフを更新

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度海岸漂着物内容調査（県環境部）	東幡豆港	T	T
②平成26年度海岸漂着物量調査（県環境部）	東幡豆地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：0 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多々発生しており、また、海岸利用者により浜辺へごみがポイ捨てされる。		

※ P 2 の表 2 - 1 参照

### ○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、潮の満ち引きによって前島に歩いて渡ることができるトンボロ干潟を有し、多くの観光客が訪れている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。



(新)

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度海岸漂着物内容調査（県環境部）	東幡豆港	T	T
②平成26年度海岸漂着物量調査（県環境部）	東幡豆地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：0 降雨後：T
③令和3年度海岸漂着物内容調査（県環境局）	東幡豆海岸	T	1
④令和3年度海岸漂着物量調査（県環境局）	東幡豆海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多々発生しており、また、海岸利用者により浜辺へごみがポイ捨てされる。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積（L）の結果を用いてランク分けした。

### ○海岸清掃活動の実施状況

R3アンケートでは回答なし（掲載有無要確認）

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、潮の満ち引きによって前島に歩いて渡ることができるトンボロ干潟を有し、多くの観光客が訪れている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

### 改定内容

- ・赤字箇所を更新。

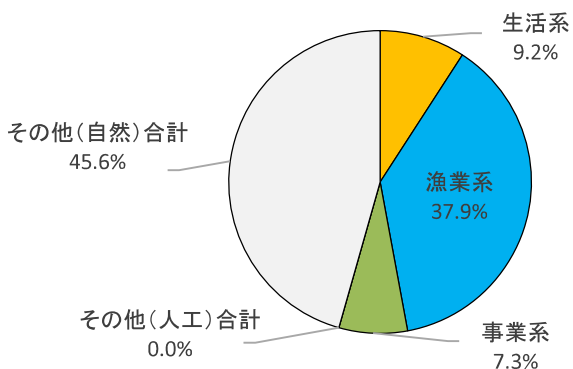
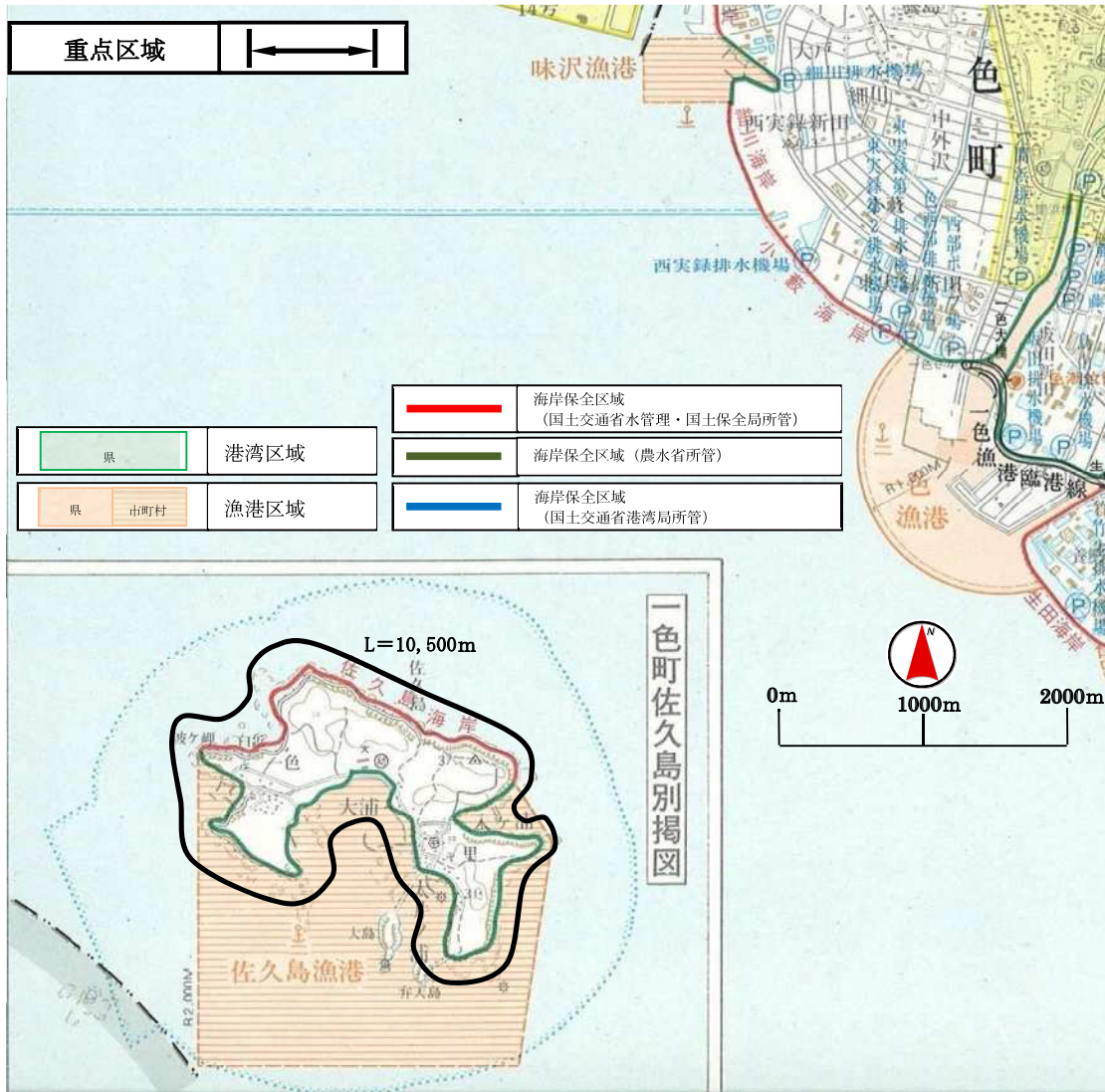
(旧)

重点区域	5 佐久島地区：西尾市
対象区域	佐久島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



(新)

重点区域	5 佐久島地区：西尾市
対象区域	佐久島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (佐久島地区)



大浦海水浴場 (西尾市観光協会ホームページより)

改定内容

- ・円グラフを追加及び写真を更新

## 地域概要

### ○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※v	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度アンケート調査 (県環境部)	白浜海岸		6
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	佐久島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

### ○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
西尾市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	西三河漁業協同組合員
住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会、ボランティア等
体験学習の一環として実施	佐久島に体験学習で訪れる中学生等

### ○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーションに利用されている。 また、佐久島は「にほんの里 100選」に選ばれており、景観、自然、風土、文化を守りながら、それを活かしたアートによる島おこしを行っており、年間をとおして、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

### ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

(新)

## 地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※v	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度アンケート調査 (県環境部)	白浜海岸		6
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	佐久島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
③令和3年度アンケート調査 (県環境局)	白浜海岸		6～7
④令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	白浜海岸	5	6
⑤令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	白浜海岸	降雨前：3 降雨後：4	降雨前：6 降雨後：6
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会
体験学習の一環として実施	佐久島に体験学習で訪れる中学生等

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーションに利用されている。 また、佐久島は「にほんの里 100選」に選ばれており、景観、自然、風土、文化を守りながら、それを活かしたアートによる島おこしを行っており、年間をとおして、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

・赤字箇所を更新。

(旧)

重点区域 6 西浦地区：蒲都市を追加。